

令和7年度

富 士 宮 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和7年9月10日 開会

令和7年9月10日 閉会

令和7年9月10日午後1時00分農業委員会会長村松義正は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19 名

出席委員 15 名

農業委員出席委員

2番 赤池 信敏	3番 桑原 康	4番 村松 義正
5番 佐野 守	6番 杉山 弘子	7番 竹川 篤志
8番 中島 由美子	9番 佐野 むつみ	12番 佐藤 文雄
13番 荻 真教	14番 土井 一彦	16番 富永 政則
17番 篠原 兼義	18番 樋口 公孝	19番 近藤 千鶴

欠席委員

1番 脇坂 英治	10番 牧澤 邦彦	11番 渡邊 勝彦
15番 後藤 文隆		

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井 治	2番 塩川 金彦	3番 佐野 耕三
4番 石川 哲郎	5番 佐野 潔	6番 小林 寿恵
8番 加茂 光崇	9番 青木 秀道	10番 有賀 文彦
11番 原田 徳行	13番 熊谷 勝史	

欠席委員

7番 渡井 將文	12番 清 利之
----------	----------

事務局職員

(併) 事務局長	野毛 裕紀子	次長兼振興係長	保坂 伸次
主任主査	押尾 貞治	主査	池田 幸司
会計年度任用職員	大原 勝		

議長

本日はお忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

速やかな会議進行に、御協力くださるようお願いいたします。それでは、会議に入る前に、1番、脇坂英治委員、10番、牧澤邦彦委員、11番、渡邊勝彦委員、15番、後藤文隆委員より本日

の会議に欠席の連絡がありましたので報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日一日と決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定いたします。

会議録署名人の指名についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、１６番、富永政則委員、１７番、篠原兼義委員を指名することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。よって会議録署名人に、１６番、富永政則委員、１７番、篠原兼義委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第４０号から協第９号までです。

初めに、報第４０号から報第４３号まで、一括して事務局から報告させます。

事務局よりお願いいたします。

事務局 大原会計年度任用職員

では、令和７年７月２１日から令和７年８月２０日までの受理分について、報告いたします。

議案の１ページから２ページを御覧ください。朗読します。

報第４０号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が、５件提出されました。

続きまして、議案の３ページを御覧ください。朗読します。

報第４１号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第１８条第６項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が、１件提出されました。

続きまして、議案の４ページを御覧ください。朗読します。

報第４２号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第３条の３第１項の規定による届出書を受理したので、次の

とおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出が受理されました。

続きまして、議案の5ページから7ページを御覧ください。朗読します。

報第43号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、7件の届出を受理いたしました。

報告は、以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって報第40号から報第43号まで、報告済みとします。

次に、議第33号「農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いいたします。

事務局 押尾主任主査

はい、事務局です。

議案の8ページを御覧ください。

議第33号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は1ページを御覧ください。朗読します。

申請地は杉田で、杉田浅間神社の南に位置する農地です。

受人は杉田にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は新規就農となります。受人と妻の実家などでの農業経験があり、自宅近くで農地を探していたところ、自宅に隣接する農地の売買について話がまとまったことから申請を行うものです。

受人は、梅を栽培する計画です。経験については、妻の実家で数年前から農作業の手伝いを行っており、今後も農業に励みながら学んでいくとのこと。

受人の許可後耕作面積は1,634平方メートルとなり、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は栗倉で、富士根北小学校栗倉分校の南西に位置する農地です。

受人は静岡市葵区にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。賃貸借契約になります。

受人は新規就農となります。もともと野菜の栽培に興味があったところ、本格的に農業を始めた
いと思い農地を探していたところ、当該申請農地を紹介され申請に及んだものです。

受人は、オリーブ、にんにくなどを栽培する計画です。

経験につきましては、静岡市の農園にて1年経験を積んでおり、今後も定期的な研修に参加する
ことや、オリーブ農家への研修を予定しております。

受人の許可後耕作面積は、3, 607平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は北山で、静岡県富士富士宮線、通称大月線の近くに位置する農地となります。

受人は北山にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人は新規就農となりますが、もともと小さい頃から両親の耕作を手伝い、その後夫と共に夫名
義の土地を耕作し、その夫名義の土地を相続した息子の農地の耕作を協力しており、数十年の営農
経験があります

申請農地は夫の兄弟が所有していますが、現在遠方に住んでおり管理が難しくなったことから、
当該申請農地を申請農地の近くに住んでいる受人に贈与したく申請となったものです。

受人は、さつまいも、なす、トマトなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、251平方メートルとなり稼働人員は1名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

なお、4項につきましては、内容を一部差し替えとなっております。

本日、机上に配付してあります右上に差し替えと記載された議案を御覧いただきたく思います。

申請地は人穴で、広見公民館の北に位置する農地です。

受人は静岡市清水区にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は新規就農となりますが、数年間両親が行っていた果樹栽培を手伝っていましたが、新たに
農地を取得し就農したく申請に及んだものです。

申請農地の所有者は、現在遠方に住んでおり管理営農が難しいことから、当該申請農地を売却し
たい意向があったところ仲介により申請となったものです。

受人は、アボカド、さつまいも、ジャガイモ、にんにくを栽培する計画です。アボカドについて
は、一般的に寒さに弱いため耐寒種のアボカドを予定していますが、当地の気候も想定の上、3年
ほど状況見て柔軟に営農を行う予定とのことです。

受人の許可後耕作面積は、6, 936平方メートルとなり稼働人員は1名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は羽鰯で、妙行寺の南に位置する農地です。

受人は羽鮒にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買計画となります。

受人は、新規就農となります。これまで農業経験はありませんが、近隣の農家に技術を教えていただきながら営農をする予定となっております。

申請農地は、居住地の隣の農地であるため通作が便利であり、現在休耕中で荒れていますが取得後に耕起し、また農地内に農業用倉庫も設置されているため、今後耕運機などを購入しこちらに保管する計画です。

受人は、なす、キュウリなどを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、476平方メートルとなり稼働人員は2名です。

続きまして、第6項及び別冊航空写真は6ページをご覧ください。

申請地は、長貫で芝富小学校の西に位置する農地です。

受人は栗倉にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

渡人が受人営農地の地区の出身であることから縁があり、申請農地を任せたいと思い、今回の申請に至ったものです。

申請農地は現在茶を栽培していますが、今後もそのまま茶の栽培を引き継ぐ計画です。

受人の許可後耕作面積は6,570平方メートルとなり、稼働人員は1名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は内房で、内房小学校の東及び南に位置する農地です。

受人は現在富士市中之郷にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は別の仕事をする中で、農業に触れることがあり魅力を感じたことから、今回新規就農として申請に至ったものとなります。現在既に土地の草刈り管理なども行っており、一部営農を開始している状況です。地域の農業従事者に指導をいただきながらの営農を予定しています。機械も既にそろえており、また申請地近隣の住宅を既に借りており、こちらに機械を保管している状況です。

受人は、にんにくを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は、1,763平方メートルとなり稼働人員は2名です。

以上、第1項から第7項の申請について、農地法第3条第2項の各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいまの上程議案のうち、1項から5項及び7項について、担当委員の調査報告をお願いします。

1項、7番の竹川委員。来たところすみません。

7番 竹川篤志委員

すみません、遅刻をしまして申し訳ございませんでした。ちょっと準備があれなのですが、第

3 項の 1 項と、杉田の案件でした。

議長

そう、杉田の件。

7 番 竹川篤志委員

ただいま審議中の議第 33 号の 1 項の調査結果について、報告いたします。

9 月 4 日午後 1 時 45 分、担当行政書士と事務局と私の 3 人で立会い、話を聞きました。申請地は、現状梅の木が 30 本程度栽培されており、所有権移転後も引き続き申請者が梅の栽培を行う予定であります。申請者は新規就農者ではありますが、申請者の妻が 30 年ほど農業に携わっており、また申請者の両親も一緒に作業を行う予定となっております。耕作に必要な資材機器等は、隣接の自宅敷地内にあります倉庫内に保管予定でございます。現在、梅の木が 30 本程度栽培されておりますけれども、収穫量が減っている梅から随時今後アボカドの栽培に変更するようなお話をされておりました。特に今後の作業については問題ありませんので、申請のとおり御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

2 項、はい、お願いします。

事務局 押尾主任主査

第 2 項は、会長の地区担当案件となります。事前に事務局で調査結果を預かっておりますので、代読いたします。

2 項の案件について、9 月 4 日木曜日午後 3 時 15 分頃、私、事務局 1 名、申請人本人、計 3 名立会いにより、現地調査を行いました。

現地は富士根北小学校栗倉分校の南西にあり、普通畑として整地され耕作可能な状況で、新規就農に当たって耕作に支障はないと思われれます。

今回の申請地については、オリーブ、にんにくの栽培を計画しており農機具の保有も予定され、農業経験もあり事務局の説明どおりで特に問題ありません。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

3 項、はい、お願いします。

16 番 富永政則委員

ただいま審議中の、3 項について報告します。

9 月 5 日午後 4 時より、受人、行政書士、事務局、計 4 人で現地調査を行いました。

東と西が住宅、北側道路、南は田んぼの畑で、現在さつまいもが植えられています。

土地は亡き夫の姉のもの、神奈川に住んで管理できなく、今まで受人が管理してきましたが譲渡する運びになりました。

受人は新規就農となっていますが、夫と共にＪＡに努め、兼業農家として稲作や農産物を生産していました。

また農機具もそろっており、事務局の報告とおりの問題はありませので、審議をお願いします。

議長

４項。

８番 中島由美子委員

はい、８番。ただいま審議中の４項の現地調査の報告をいたします。

９月４日木曜日午前１０時より、申請地にて牧澤農業委員、脇坂農業委員、私、事務局１名、申請人本人、申請代理人の計６名にてお話をお聞きしました。

現在申請人は、御両親が栽培している果樹（みかん）の手伝いをしておりますが、アボカドの栽培に興味を持ち挑戦しようと思い、新たに土地を取得して新規就農を目指したとのこと。アボカドは最初収穫まで数年を要するため、半分の土地をアボカド栽培、残り半分を野菜、さつまいも、ジャガイモ、にんにくなどを自然農法で栽培したいとのこと。アボカドについては、数年かけて植付け栽培を行い個々に適した品種を選定していく予定ですが、うまく栽培できないようなら、そのほかの果樹に変更することも考えているそうです。自然農法のため、除草剤農薬の使用は考えていないそうです。慣行農業と自然農法の違いについては、近隣の方との協調を考えて耕作をしていくとのことでした。

事務局の説明のとおりの問題ないと思われますので、御審議のほどお願いいたします。

議長

第５項、１２番佐藤さんお願いします。

１２番 佐藤文雄委員

はい、１２番です。ただいま、審議中の第５項の調査結果について報告します。

９月３日午前、受人、代理人、事務局、近藤委員、原田推進委員、私と申請地において話を聞きました。

申請地は現状軟らかくて背の低い草があります。畑として耕作利用するには簡単であり、申請地は受人住居地の地続きでもあり、近年の物価高騰で農作物も高騰していることと、空いている時間で御近所の方々とコミュニケーションを取りながら、栽培方法等の教を乞うことを思い、なす、大根等を自家用として栽培していきたいとのことでした。農業機械等の用意もあり、労働力も確保され、周囲も畑、水田地域ですので、申請書のとおりの問題ございませので、御審議のほどお願いいたします。

議長

続けて、お願いします。

12番 佐藤文雄委員

続けて、ただいま審議中の第7項の調査結果について報告します。

9月3日午前中、受人、事務局、近藤委員、原田推進委員、私と申請地において話を聞きました。

申請地の状況は、畑としての利用に向けて草刈り等がされている状況です。

受人はにんにくの栽培をして、1年目は来期用の種取りをして、やがては地元ブランドとして確立させ、規模拡大をしていきたいという思いを持った方でありました。

作業機械も一部は既に用意されており、地域周辺の方々との交流も進んでいるようです。申請書のとおり問題ございませんので、御審議のほどお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

ないようですね。御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第33号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、議第34号「農地法第4条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

はい、事務局です。朗読いたします。

議第34号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりとなります。

申請人は、市内杉田、富士根地区を中心に営農する認定農業者で、効率的な営農のため育苗施設や農作業場として申請地を利用していたところ無断転用であったため、市から違反指導を受け、違反状態を是正したく追認の許可、転用の許可申請に及んだものとなります。

申請地は、杉田と富士市の市境に近い、農業用振興地域内の農用地区域内農用地、いわゆる青地に該当します。青地の転用は原則不許可となりますが、例外的に農用地利用計画において指定された用途、農業用施設用地に供するための転用は許可の対象となります。当該申請地については、令和7年8月12日付で市農業政策課にて、農用地利用計画における用途が畑から農業用施設用地へ用途変更をされております。また申請地近隣で、代替性の検討を行っておりますが代替できる土地はありませんでした。

申請地の西を道路、北と東と南を農地に囲まれ、北を除き、申請人が耕作する農地に隣接して営農のための農業用施設として転用するものであり、農地の分断や蚕食に当たらないと判断されます。

育苗施設及び農機具置場については、建築住宅課より建築基準法における建築物には当たらないと判断していることを、事務局にて確認しております。

また違反転用に関し、申請人より今後このような手続漏れが起きないように、細心の注意を払う旨の理由書が提出されております。

説明は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

7番 竹川篤志委員

はい、7番。

ただいま審議中の、議題34号1項の調査結果について報告いたします。

9月4日午後1時半、担当行政書士と事務局と私の3人で会い話を聞きました。申請地は現状耕作に必要な資材機器を格納するためのハウス等が設置しておりますが、都市計画法建築住宅法に抵触するものではありません。また、当該地は三方を畑で囲まれておりますが、隣接地も当該申請者が耕作しており一体利用するおそれもなく、周辺地域における影響や農地の効率的な利用に問題がありません。

よって、申請のとおり問題はありませんので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

〔挙手なし〕

議長

なさそうですね。御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第34号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第３４号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、議第３５号「農地法第５条第１項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

はい、事務局です。

議案の１２ページ御覧ください。朗読いたします。

議第３５号 農地法第５条第１項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第５条第１項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第１項及び別冊航空写真９ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりとなります。

申請が売買により権利取得し、資材置場に転用しようとするものです。

申請人は、市内で解体業を営む個人事業主であり、申請地の隣地に資材置場を持ちますが、以前より受注量が増加し事業の法人化を進めるとともに手狭となった資材置場を拡張したく、転用を計画したものとなります。

申請地は、市街化区域近傍の第二種農地となり、周囲に代替地を探しましたがありませんでした。周囲は西を既存の事業用地、東を駐車場及び宅地、南を道路、北を雑種地及び農地に接しております。申請地にはフェンスを設置し、雨水については既存のまま自然放流とする計画です。また、万が一被害が発生した場合は、自己責任にて対応します。

資金については自己資金を予定しており、資金の確保もされております。

許可後すぐ着工する計画となります。

第２項及び別冊航空写真１０ページを御覧ください。

申請地、申請人は議案のとおりです。

申請人が、賃貸借により権利設定し、駐車場及び車庫に転用しようとするものです。

申請人は、申請地の隣地に事務所を持つ土木会社であり、自社従業員の駐車及び車庫として転用を計画したものとなります。

申請地は、既に車庫及び駐車場として無断転用されており、是正も含めての転用申請となります。申請地は芝川出張所から、おおむね３００メートル以内に所在する第三種農地となります。既存の車庫については、建築確認がされておきませんが、建築物の施工状況について建築基準法に基づく報告書を市宛てに提出し、建築住宅課にて受付がなされております。

また、申請地に隣接する西側道路部分については電力会社が所有しておりますが、当該電力会社

より通行使用につき同意を受けております。

また、農地法違反に対しては無断転用がないよう、今後十分に注意する旨の始末書が提出されております。

周囲は北を宅地、東を宅地及び山林、西を道路として利用される雑種地、南を農地に接しております。

既設で境界には見切りが設置されており、雨水については地下浸透及び西側既設のU字側溝へ放流する計画となります。また万が一被害が発生した場合は自己責任にて対応いたします。

資金については、自己資金を予定しており資金の確保もされております。

許可後すぐに着工する計画となります。

説明は以上です

議長

はい、ありがとうございました。

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いいたします。

はい、19番。

19番 近藤千鶴委員

先ほどの、案件もそうですが、無断転用とか注意とか抵触するとか違反とかということが、今二、三件出てきたわけなのですけども、当事者は一体どんなお顔をしてて、どんなおわびのお言葉をというか、今後やらないようにどのようなことを言っているのですか。そして、こちら側の当局としても、どのように注意なさっているのか。恐れ入ります、その辺のところを教えてください。

議長

事務局。

事務局 池田主査

はい、違反転用に関する指導等のお話になりますけれども、まず第4条にございました違反転用、既に農業用施設用地として供用されているものにつきましては、農地が認定農業者さんがこちらのほうに無断転用されている状況でございまして、何か農業の補助金であるとか、そのほかの規模拡大についての許可、こういったものが違反転用があるということを市のほうで認識しておりますと、これらの手続ができないということになります。必然的に違反転用がありますと、次の許可が下りないということになりまして、このことについても所有者さん、それから担当行政書士のほうが農業委員会事務局それから農業政策課にも見えた上で、ちょっとこれは自分らに問題があるということで認識されておまして、今後こういったことがないようにするということでお言葉もいただいております。

第5条の許可申請については車庫及び駐車場として、違反転用がなされている状況でございしますが、こちらのほうも担当行政書士さんのほうがこちらのほうに見えまして、こういったこと

が今後ないようにということでお話を伺っているほか、こういった申請書についても始末書、理由書という形で、今後起きないようにするというで文章を徴して再発防止というものに努めているようなところでございます。

説明は以上です。

議長

はい、19番。

19番 近藤千鶴委員

今、担当行政書士さんおっしゃったのですが、御本人は見えないのでしょうかね。その辺のところもおかしいし、また盛土なんかは違反があるとホームページに載ったりするですよ。そういうふうになるというふうに聞いているのですけれどもね。これじゃあ正直者がばかを見るようなね、そんなことが富士宮市で起こしてはなりませんので、その辺の扱いも厳しくなされたほうがいいのかなと思いますが、その辺のところはいかがお考えですか。

議長

はい、事務局。

事務局 池田主査

はい、違反指導については、こちらのほうも口頭指導であるとか書面指導によって、実行者に対して指導を行っているところでございます。

今回のケースにつきましては、こちらが指導する前になのですが、相手方が違反のところを見つけまして、こうこうこういうことがあるので是正をしたいといったお声もあった上での申請になっているところでございます。確かに所有者さんのほう、個人の方が直接見えて謝るべきではないかという御意見もあるかと思うのですけれども、委任をされた書士さんであるとか、そういった方も本人同等の立場ではございますので、そういったところにも指導しながらお話をさせていただければと思います。

議長

よろしいですか。はい。ほかにございますか。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第35号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

ありがとうございます。

御異議なしと認めます。よって議第35号は、原案のとおり処理することに決定しました。

議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。

事務局に、議案の説明、朗読をさせます。

はい、事務局。

事務局 池田主査

はい、事務局です。

議案の１３ページを御覧ください。朗読します。

議第３６号 農地法第５条第１項の規定による許可申請の意見決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第５条第１項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。なお、本件に係る農業委員会ネットワーク機構が許可相当の答申があった場合において、農業委員会会長が意見決定をする。４ヘクタールを超える案件につきましては、許可権限を県知事から市に移譲されておられませんので、こちらの案件については県知事が許可を出すこととなります。当委員会では、本日の総会そして静岡県農業委員会ネットワーク機構に意見を聞いた上で、県知事宛てに意見書を送付することになります。その後、県は国と協議し、許可の可否をすること判断することとなります。第１項から第２項までは同一の案件となりますので、一括して説明をいたします。

航空写真１１ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。

申請地につきまして、売買による取得及び地上権設定により、太陽光発電施設の建設のため転用しようとするものです。なお第１項が地上権設定、第２項が売買による取得となります。

申請者は、再生可能エネルギー発電設備の設置運営管理などを行う法人で、申請地にて、大規模太陽光発電設備の設置及び売電に関する一連の事業を計画したものとします。なお、本申請に関して、令和５年８月に当総会において審議を行い、許可相当との意見決定を受け県に送付したものの、売電方式の変更などの計画変更があったため許可申請が取り下げられ、改めて今回計画を修正した上で再申請されたものとなります。なお、前回申請との相違点についてですが、前回の売電方式が固定価格買取制度、いわゆるＦＩＴ制度を利用している申請でしたが、電力の小売事業者と電力需給に関わる契約を行い売電する方式に変更されていること、また調整地の位置が排水利用の都合により南側に集約されたこと、事業区域について地権者の売買移行など踏まえ変更されていることが、相違点となります。本件の全体計画面積が約１９．９ヘクタールのうち農地部分が約６．４ヘクタールとなり、売電量約２１メガワットの大規模太陽光発電施設として、パネル面積１４万ヘクタール、約３万枚のパネルを設置するのに最低限必要な面積であること、日照をめぐる地形ではないこと、比較的緩やかな地形であることを理由として、当該申請地を選定されたものとなります。また、周辺住民や地権者などから協力を得られており、申請に及んだとのこと。

当該地は、市街化区域に近傍した第二種農地に該当し、周囲に見切りフェンスを設置し、雨水は調整池を経由して水路へ放流し、完工後の草の繁茂については草刈り等を行い対応をする計画とな

ります。また、県及び市において土地利用事業承認がされており、文化財保護法や墓地埋葬法、森林法、道路法など各種法令の許認可及び協議について許可済み、または許可見込みとなっております。

資金は金融機関から融資を受けており、そのことについて当該金融機関から取引証明書が提出されております。

工期については、許可後すぐに着工し、2026年3月末に完工する予定の計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いいたします。

5 番 佐野守委員

議長。

議長

1 項、2 項同時をお願いします。

5 番 佐野守委員

ただいま審議中の議第36号、第1項から第2項までの調査について報告いたします。

去る9月9日午後3時頃から、受人の現場担当者とはか2名、行政書士、村松会長、近藤委員、塩川推進委員、私、事務局で現場調査を行いました。

申請地の農地は、既に令和5年8月10日の農業委員会に上程され、審議を得て承認されたものですが、その後、その内容に一部変更が生じたために、改めて許可申請が出されたものです。

変更点は、発電した電力を売る売電方式の変更、大雨などによる防災対策のための排水管や調整池の位置の変更などとなっています。

事務局の説明及び申請どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

本案について、御質問御意見がありましたらお願いいたします。

はい、19番。

19 番 近藤千鶴委員

このメガソーラーですね、ここへ農業委員として、かなり情報をやっぱり共有していくべきだと思うのですね。というのは、これは県下最大級のこのソーラーパネルの計画でして、そしてソーラーパネルが3万枚で、そして東京ドーム5つ分ぐらいの大きさなのですね。ですから、この御説明の中から私たちへの想像力全部働かしても、なかなかかなりのこの大きさだということを理解できないと私たちは思うのですけれども、実は本当にこの県下最大級というところで、大変なこと

だと私は考えております。そしてつい最近、国が方向転換しまして、このパネルをリサイクルするのに義務化してあったのですが、実はそれは国は手放しました。これリサイクルしなくてもいいという義務化でなくなったのですよね。だから心配するものとしては、このパネルが最後には最終処分場になってしまうのじゃないかなというの、当然心配するわけですよね。3万枚ですので、またこれ有害物質を含んでますから、この間みたいに台風があつたり、またいろいろところで飛んだり跳ねたり、そっち舞っちゃったりしたら大変な被害があるわけなのですよね。そして、富士宮市にとってF I T制度だといいいのですけれども、これよそへみんな売電ですから、地産地消の電気なんか一つもなく、富士宮にとって何がメリットかなと思うと、なかなかメリットというのが、せめてちょっと法人税が入ってくるぐらいだと思うのですよね。そして、こう質問じゃないのですけど、その農地法の中で言ったら、これは何の法的に何の問題がないから私たちとしてはここは通さなければ、何か裁判を起こされた場合には財産権の侵害というところで、これは勝ち目はないわけなのです。ただ、県に意見書を今言っていけるということだったものですから、私としては、どんな方法があるかなということをいろいろ農地法の中で考えたのですけれども、例えばあそこは全てすごい東京ドームの5つ分を何と草刈りをするというのですよ、管理方法として、昨日の立会いの中で。それは間違いないですよね。シートなんか引いたら、給水量がなくなってしまうものですからね。雨対策とか雨水の対策も大変心配。そして隣にフィルムの住宅地が建つのですけど、あそこに導水管が入らないものですから導水管が一つになってしまったのですね。調整池が一つ余分に付いたのですけれども、これ雨降って大雨降ったりしたら、やっぱりこれも雨水対策というのが大変心配だなと。農地法から言ったら、こんなこと心配しなくてもいいのかなと思っちゃうのですけど、ただやっぱり富士宮に住む私たちとして、もう少し農地法から見たらこんなに説明は要らないのかもしれないのかもしれないですけど、農業委員としてはもうちょっとこの情報をたくさん皆さんと情報共有していかないと、大変なことになるのじゃないかななんて思うのですよね。そこで事務局に聞くのですけど、これ意見書として例えばパネルのこととか、そして草刈りなんかどこ見たってその大きなメガソーラーって草刈りなんてしているところ、ほとんど見当たらないですよ。これ県職員も言っていましたのですけど。これが東京ドーム5つ分のものを草刈りすると言ったら、一体どのぐらいの人がどのぐらいの時間をかけて草刈りしていくのかという、そういう計画なんかも全然こっちには上がってきてないし、そういうところの意見書というのは、誰か県のほうに言うていくことが農業委員としてできるのかできないのかということ、ちょっと聞きたいのですけど。すみません、長々申し訳ないです。

議長

事務局。

事務局 池田主査

今、意見書の内容についてというところになってくると思いますけれども、基本的には農業委員

会ネットワーク機構さんであるとか、あるいは県知事のほうになりますけれども、審査される対象について、やはり農地転用に関する、農地法に関することというのが基本的にはメインになって、そこを見るというような形になってくるかと思います。それ以外の部分については、その許可の申請の意見そのものとしてはちょっと取り上げられないのかなとは思いますが、各事業者に対して当農業委員会からこういうちょっとお話がありましたということは、お伝えするということは可能かなとは思いますが。ただ、意見書としてこの申請の中でそれを述べるのはちょっとどうなのかなというのが、ちょっと個人的にはそんなふうには感じているところではございます。

議長

19番。

19番 近藤千鶴委員

でしたら、やはり草刈り、草刈りはやはり何かちょっともう不可能に近いような面積ですので、農業委員としては、そこは言っていていただきたいなと思います。そして各事業者さんに農業委員の中で、やはりパネルの処分方法というのが大変心配になります。国も定かでないのですね。ですので、例えばパネルの処理代金ですか、あれを積み立てするとかね、FIT法の中ではそれはできるのですけど、今の段階じゃできませんので、あえて独自の積み立てとか、例えば市に協賛金とか供託金ですか、というような形でこう積み立ててもらおうとか、そういうことしなかったらパネル、3万枚のパネルというのが大変私は本当に本当に心配になりますので、農業委員でその雨水のことと、それとパネルのことと、草刈りの草刈りは農地法のことと言って、農業委員の中でそのようなお話が出たということを重々言っていていただきたいですよ。これ本当に、隣には今度売り出される फिल्मのパークのあそこの住宅地もあるわけ、西小学校はあるしね、いろいろ本当に大変だなと思います。本当にできたら事業者さんに来て、いろいろな御説明を農業委員の皆さんがみんな一緒に聞きたいななんて思うような、思うわけなのですけどね。ぜひそのような意見があったと、またここにいらっしゃる農業委員の皆さんもこんなふうに思っているとしたら個人的に事務局のほうに言って、ぜひ県下最大級ですから、この富士山のあるこの町に何で県下最大級のソーラーパネルが来るのかというところ、ぜひその重要性というのを認識していただきたいなと思います。お願いいたします。

議長

はい。ほかに何か御意見ありませんか。

それではここで、議第36号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

次に、議第37号「非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

はい、お願いします。

事務局 押尾主任主査

はい、事務局です。

議案の１９ページを御覧ください。朗読します。

議第３７号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて証明申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第１項及び別冊航空写真は１２ページを御覧ください。

申請地は山宮で山宮工業団地の北に位置する農地です。

昭和４３年１１月６日に相続しましたが、耕作できなくなり放棄され森林化したものです。１０年以上前から山林であることが確認でき農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第２項及び別冊航空写真１３ページを御覧ください。

申請地は山宮で、社会福祉法人富士旭出学園の東に位置する農地です。申請地周囲の土地の植林が進んでおり耕作ができないため、昭和５０年、申請者の先代の時期に植林され現在に至ったものです。１０年以上前から山林であることが確認でき、最寄り集落からも離れており、周辺一帯で山林としての景観が認められることから、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第３項及び別冊航空写真は１４ページを御覧ください。

申請地は内房で、瓜島公民館の東に位置する農地です。昭和の年月日不詳ですが、耕作ができなくなり放棄され森林化したものです。１０年以上前から山林であることが確認でき、農地への復元も困難であるため非農地として扱って差し支えないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いいたします。

３番、桑原さん１項２項続けて。

３番 桑原康委員

続けてですね。

議長

いいですか、お願いします。

３番 桑原康委員

同じ、所有申請人ですから。

議長

はい。

３番 桑原康委員

ただいま審議中の第３７号の調査結果について報告いたします。

9月8日に申請代理人と事務局2人、青木推進委員と計5名で、現地で会い話を聞きました。

申請人は同じですが、一番一つ目の申請地手前の道路に止めて、現地確認をさせていただきました。その先の道路には、狭くて竹や雑草が生えている状況でしたが、航空写真のとおり、これは白黒ですが、当日はもうちょっと大きい版のカラー写真を事務局からいただきまして、航空写真のとおり非農地で復元困難な状況で、放棄、森林原野化が進んでおりました。

2番目ですが、やはり申請地手前の道路に止めて、現地確認をいたしました。現地までの道路はもう既に10年、20年ほど車が通れないというか、もう本当に雑草が生えているようなところで、やはりこの場所も先代が植林した山林でして、当人は記憶になく後継者は記憶になく、復元困難な状況にありまして、この写真の3ページもカラーで見ますと、復元困難な状況でありました。双方ともに申請のとおりでありまして、審議のほどお願いいたします。

議長

はい、12番。

はい、お願いします。

12番 佐藤文雄委員

ただいま審議中の第3項の調査結果について報告します。

9月3日午前中、申請者代理人、事務局、近藤委員、原田推進委員、私と申請地において話を聞きました。申請地は全て山林であり、農地としての耕作等は不向きな場所でございます。今後も山林として、管理して行きたいということでございます。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。議第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって議第37号は、原案のとおり処理することに決定しました。

次に、協第9号「農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に、議案の朗読及び説明をさせます。

事務局、お願いします。

事務局 大原会計年度任用職員

はい、事務局です。

それでは、本日お手元にお配りしております、農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取についてと題された議案を御覧ください。よろしいでしょうか。朗読します。

協第9号 農用地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和7年9月4日付、富農第1008号で農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について意見を伺う。

それでは議案をめくっていただきまして、4ページの富士宮市農用地利用集積等促進計画第1項を御覧ください。

第1項、受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は6万9,157.16平方メートルになります。

第2項から第4項までは、同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、7万9,712平方メートルになります。

第5項から第8項までも、同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、2万7,663平方メートルになります。

第9項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

飼料作物を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、3万2,990平方メートルになります。

続きまして、9ページ。

農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画（配分のみ）についてを御覧ください。

こちらは配分のみ計画となります。中間管理機構に貸付けされましたが、その後解約等により返還されたため、新たな貸付先として計画されたものになります。

今回は第1項から第8項まで全て同一受人による案件のため、まとめて説明いたします。

これは、これまで個人名義で借りていましたが一旦解約し、新たに設立した法人が借り受ける計画となります。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

果樹を栽培し、存続期間はそれぞれ記載のとおりでございます。

以上、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。

以上で、説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。協第9号は、原案のとおり処理することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

いいですね。

御異議なしと認めます。よって協第9号は、原案のとおり処理することに決定しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、10月10日を予定しております。

以上をもちまして、令和7年9月の富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後1時52分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

1 6 番

会議録署名人

1 7 番